

柴 田 町
都市計画マスタープラン・立地適正化計画

令和4年（2022年）5月

宮 城 県 柴 田 町

【目次】

序章	はじめに	1
第1章	都市計画マスタープランの概要	3
1-1	都市計画マスタープランとは	4
1-2	都市計画マスタープランの役割	4
1-3	計画の位置付け	5
1-4	計画期間と対象区域	6
	(1) 都市計画マスタープランの目標年次	6
	(2) 計画対象区域	6
第2章	現況と課題	7
2-1	現況	8
	(1) 柴田町の位置・地勢等	8
	(2) 人口・世帯数	10
	(3) 産業・経済・観光	20
	(4) 土地利用	29
	(5) 都市施設	38
	(6) 交通	45
	(7) 災害	48
	(8) 財政	56
	(9) 広域的な比較	57
2-2	住民意向調査	59
	(1) 柴田町まちづくりアンケート	59
	(2) 都市マス・立適アンケート調査結果	62
2-3	上位関連計画	69
	(1) 計画の位置付け	69
	(2) 上位関連計画の内容	69
2-4	現状と課題のまとめ	73
第3章	全体構想	79
3-1	都市づくりの理念と基本方針	80
	(1) 都市づくりの理念	80
	(2) 都市づくりの基本方針	83
3-2	将来人口	86
3-3	将来都市構造	87
	(1) 将来都市構造の考え方	87
	(2) 都市構造の配置・形成方針	88
第4章	立地適正化計画	95
4-1	立地適正化計画とは	96
	(1) 立地適正化計画の制度創設の背景	96
	(2) 立地適正化計画制度の意義と役割	97
	(3) 立地適正化計画に定める事項	98

(4) 本町が立地適正化計画を定める目的	99
4-2 基本方針	100
(1) 立地適正化計画策定にあたっての都市の課題	100
(2) 立地適正化計画の基本方針（まちづくりの方針（ターゲット））	107
4-3 防災指針	108
(1) 柴田町における各種ハザードの確認	108
(2) 地域防災計画と洪水ハザードとの整合性の確認	120
(3) これまでの洪水災害対策の整理	126
(4) 各種ハザードのまとめ	127
(5) 各種ハザードに対する具体的な取組（防災指針）	129
4-4 誘導区域設定の前提条件	135
(1) 本町の将来人口の見通し	135
(2) 本町における将来の市街地の考え方	135
(3) 将来の市街地の宅地需要の推計方法	135
4-5 誘導区域の設定のステップ	136
4-6 居住誘導区域の設定	137
4-7 都市機能誘導施設・誘導区域の設定	160
(1) 誘導施設について	160
(2) 柴田町における誘導施設の設定	161
(3) 都市機能誘導区域の設定	164
(4) 都市機能誘導区域	171
4-8 誘導区域面積の検証	173
(1) 本町の将来人口の見通し	173
(2) 本町における将来の市街地規模	173
(3) 検証のための推計フロー	174
(4) 台風19号による床上・床下浸水被害戸数の比較（単位：戸）	175
第5章 分野別方針	177
5-1 都市づくりの方針	178
5-2 土地利用の方針	179
(1) 基本的な考え方	179
5-3 市街地整備の方針	181
(1) 基本的な考え方	181
5-4 交通体系の方針	182
(1) 道路ネットワークの整備	182
(2) 公共交通の整備	182
(3) 歩行者・自転車利用空間の整備	182
5-5 都市施設の整備方針	184
(1) 交通施設の整備	184
(2) 公園緑地の整備	184
(3) 下水道の整備	184

5-6	都市環境形成の方針	185
	(1) 自然環境の保全	185
	(2) 景観づくり	185
5-7	防災の方針	186
	(1) 防災指針の取り組みの推進	186
第6章	地域別構想	189
6-1	地域別構想の概要	190
	(1) 地域別構想の位置付け	190
	(2) 地域区分・エリア区分	191
	(3) 地域別構想の構成	192
6-2	地域別構想	193
	(1) 船岡地域	193
	(2) 船迫地域	200
	(3) 槻木地域	207
	(4) 東船岡地域	214
第7章	計画の実現に向けた取り組み	221
7-1	将来像実現に向けた取り組み	222
	(1) コンパクトなまちの継承と高質化	223
	(2) 交流・連携を育む都市機能の誘導	223
	(3) 四季折々の美しい都市空間の形成	224
	(4) 歩いて暮らせる都市構造の構築	225
	(5) 身近な健康づくりの場の確保	225
	(6) 安全・安心な都市構造への誘導	226
	(7) 豊かな自然と共生した防災意識社会の構築	226
	(8) 歴史ある自然景観の継承・保全・活用	228
7-2	都市計画の決定・変更	229
	(1) 用途地域の指定及び見直し	229
	(2) 地区計画の指定及び見直し	229
	(3) 都市施設の計画決定又は変更	229
7-3	町民・事業者との連携・協働	229
	(1) 都市計画・まちづくりに関する情報発信	229
	(2) 住民が主体となったまちづくりの推進	229
7-4	届け出制度の運用	230
7-5	目標値の設定	231
	(1) 目標値の設定	231
	(2) 目標値の点検評価	233

(目次裏ページ白紙)